

第 8 節 栄養教諭の普通免許状

I 大学における養成による免許状の取得（免許法別表第 2 の 2 関係）

大学において単位を修得し、免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と栄養教諭の認定課程における単位修得が必要である。

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第 2 の 2）

所要資格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数				
			栄養に係る教育に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
栄 養 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第 2 条第 3 項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。 (※ 1)	4	8	6	4	24
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第 2 条第 3 項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第 5 条の 3 第 4 号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第 2 条第 1 項の規定により栄養士の免許を受けていること。	4	8	6	4	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること又は同条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	2	5	3	4	

(※ 1) 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に 1 年以上在学し、30 単位以上修得した場合を含む。

[注] 1 免許状を取得するためには、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作各 2 単位を修得していることを要する。（施行規則第 66 条の 6）

2 栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者が、この表の規定により専修免許状又は一種免許状を取得しようとする場合は、一種免許状又は二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。（施行規則第 10 条の 2 第 1 項）

2 単位の修得方法

(1) 栄養に係る教育に関する科目（施行規則第10条の表備考第1号）

科 目	最低修得単位数	
	専修・一種 免許状	二種免許状
次の事項をすべて含む科目 ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項	4	2

(2) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目（以下、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（施行規則第10条の表）

科 目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
		専修・一種 免許状	二種 免許状
教育の基礎的理解に関する科目 (※1)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	栄養教育実習（※2）	2	2
	教職実践演習（※3）	2	2

[注] 1 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目は6

単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位を充てることができる。（施行規則第9条の表備考第4号）

- 2 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目は6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目は8単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を充てることができる。（施行規則第9条の表備考第5号）

(※1) 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は1単位以上修得すること。（施行規則第2条第1項の表備考第3項）

(※2) 栄養教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むこと。（施行規則第2条第1項の表備考第7号）

(※3) 平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。（平成22年4月1日以後に大学等に入学した者は除く。）（19年改正法施行規則〔平成20年文部科学省令第34号〕附則第3条）

(3) 大学が独自に設定する科目

最低修得単位数		
専修免許状	一種免許状	二種免許状
24		

[注] 専修免許状に必要とされる24単位については、大学院、大学の専攻科等で修得することとし、(1)に掲げる「栄養に係る教育に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る）又は(2)に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について修得すること。（免許法別表第1備考第7号、施行規則第10条の表備考第2項）

II 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第6の2関係）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得する場合、栄養教諭として所定の期間良好な成績で勤務した者については、勤務年数に応じ、大学等で修得すべき単位が通減する。

勤務年数による修得単位数の通減は、次のとおりである。

1 栄養教諭一種免許状（短期大学卒業者等が栄養教諭一種免許状を取得する場合）

(1) 在職年数による最低修得単位数通減表（免許法別表第6の2、別表第3備考第7号）

栄養教諭二種免許状を取得した後、栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数	年	3	4	5	6	7	8	9以上
栄養教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位	40	35	30	25	20	15	10

[注] 1 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。

2 非常勤の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

(例) 週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 } 10 \text{ 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$

3 単位は、大学、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。(免許法別表第3備考第6号)

4 単位の修得時期は、二種免許状を取得した後であること。

(2) 最低修得単位数配分表（施行規則第17条の2、県教委規則第5条別表第4）

総 単 位 数			40	35	30	25	20	15	10
管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	最低修得単位数		32	28	24	20	16	12	7
	最低修得単位の配分		当該教育内容に係る科目のうち1以上の科目						
栄養に係る教育に関する科目	最低修得単位数		2	2	2	2	1	1	1
	最低修得単位の配分		I・2・(1)により修得						
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数		6	5	4	3	3	2	2
	最低修得単位の配分	教育の基礎的理解に関する科目	2	1	1	1	1		
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1	1				

[注] 1 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の各科目は、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項を1以上含むこと。(I・2・(2)参照)

2 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、それぞれの科目の最低修得単位を満たしてさらに不足する単位数については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

2 栄養教諭専修免許状

勤務年数による最低修得単位数（免許法別表第6の2）

栄養教諭一種免許状を取得した後、栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数	年	3
栄養教諭一種免許状を取得した後、大学院等において修得することを要する最低単位数	単位	15

[注] 修得する単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。(免許法別表第3備考第4号、施行規則第17条の2)

Ⅲ 教育職員検定により学校栄養職員等が栄養教諭免許状を取得する場合（免許法附則第 17 項）

学校栄養職員等（学校給食法第 7 条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員）が栄養教諭免許状を取得する場合、学校栄養職員等として所定の期間良好な成績で勤務し、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

1 最低在職年数及び最低修得単位数一覧表

所要資格 受けようと する免許状の種類		基礎資格	左記の基礎資格を 取得した後、学校 栄養職員等として 良好な成績で勤務 した在職年数	左記の基礎資格を 取得した後、大学 等において修得す ることを必要とす る最低単位数
栄 養 教 諭	一種免許状	栄養士法第 2 条第 3 項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第 5 条の 3 第 4 号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第 2 条第 1 項の規定により栄養士の免許を受けていること。	3	10 (2)
	二種免許状	栄養士法第 2 条第 1 項の規定により栄養士の免許を受けていること又は同条第 3 項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	3	8 (2)

[注] 1 教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、3 年の最低在職年数に満たない在職期間（1 年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、最低単位数は（ ）の単位に読み替えるものとする。（同法附則第 17 項の表備考第 2 号）

2 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。

3 非常勤の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 } 10 \text{ 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$

4 単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第 3 備考第 6 号）

2 単位の修得方法

(1) 栄養に係る教育に関する科目（施行規則附則第6項）

科 目		最低修得単位数		
		一種免許状	二種免許状	
総 単 位 数		10 (2)	8 (2)	
栄養に係る教育に関する科目	最低修得単位数	2	2	
	次の事項をすべて含む科目 ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項	(2)	(2)	
養 護 教 諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数		8	6
	最低修得単位数の配分	教育の基礎的理解に関する科目	1	1
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1
		栄養教育実習	1	1

[注] 1 単位数欄の()内の数字は、教諭又は養護教諭の普通免許状を有する場合の修得単位数（施行規則附則第6項表備考第5号）

2 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、それぞれの科目の最低修得単位を満たしてさらに不足する単位数については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

3 「栄養教育実習」の単位は、特別非常勤講師として1年以上栄養の指導に関し勤務した場合は、経験年数1年につき1単位の割合で、他の「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位に替えることができる。（施行規則附則第6項の表備考第4号）